

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	輸出貿易管理令の一部を改正する政令
規制の名称	不法輸入された特定有害廃棄物等貨物の仮陸揚げ行為の特例に関する輸出規制の見直し
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	貿易経済協力局貿易管理課
評価実施時期	令和5年2月
事前評価時の想定との比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無 平成29年9月の事前評価時からその後現在に至るまで、規制の事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証 本措置は、国際条約との制度調和の観点から規制緩和を行ったものであり、仮に当該規制緩和措置を行わなかった場合、責のない輸入企業における承認申請手続等の作業コスト増加や当該貨物の保管のための費用負担が発生するとともに、不法に輸入された特定有害廃棄物等の国内処理が増加して環境保全の妨げとなっていた可能性がある。</p> <p>③必要性の検証 規制の事前評価後、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は認められなかったため、その影響等もなく、当該規制緩和の必要性は引き続き認められる。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>(遵守費用) ④「遵守費用」の把握 [事前評価時の測定目標] 当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。 [遵守費用] 当該規制緩和による遵守費用は発生していない。 [費用推計との比較] 費用推計とのかい離は生じていない。</p> <p>(行政費用) ⑤「行政費用」の把握 当該規制の緩和は、バーゼル条約の国内担保法であるバーゼル法に基づき、不法に輸入された仮陸揚げ状態の特定有害廃棄物等を輸出する場合の輸出承認手続を不要とするものであり、当該費用の発生はない。また、企業等の周知業務に要する費用については、外為法の通常の執行において運用しているホームページ等での周知を行ったことにより、追加的な費用は生じていない。</p> <p style="text-align: center;">影響の要素</p> <p>⑥効果(定量化)の把握 [事前評価において期待された効果] 合同WGの議論を踏まえ、バーゼル条約の適切な履行及び輸出手続簡素化の観点から輸出規制の見直しを行ったところ。不法に輸入された仮陸揚げ状態の特定有害廃棄物等について、速やかに輸出国への返還を可能とすること。 [効果予測との比較] 効果予測とのかい離は生じていない。</p> <p>⑦便益(金銭価値化)の把握 不法輸入に係る輸出国側への返還件数は把握が困難であり、また、企業等及び行政機関におよぶ費用・便益等については、定量的な分析が困難である。</p> <p>⑧「副次的な影響及び波及的な影響」の把握 本件は、合同WGの議論を踏まえ、バーゼル条約の適切な履行及び輸出手続簡素化の観点から輸出規制の見直し(規制の緩和)を行ったものであり、副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。</p>
考察	<p>⑨把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証 当該規制緩和に伴う新たな遵守費用は発生していない。副次的な影響及び波及的な影響や事前評価時の測定指標に意図していなかった負の影響も生じていない。また、行政機関における輸出国側への通報事務等が発生するところ、当該費用は限定的なものと考えられる。一方、便益については、定量的なコストを把握することは困難であるが、承認申請手続に係る作業コスト削減、不法に輸入された特定有害廃棄物等の日本での処理の減少や環境保全につながり、国際的な制度調和により我が国経済の健全な発展に寄与することが引き続き期待されるため、当該規制緩和を継続することが妥当である。</p>
備考	